

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月15日

鳥取地方法務局倉吉支局 登記官 木 浪 聡

記

意見又は資料の提出先

鳥取地方法務局倉吉支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
2701-2025-0001	東伯郡三朝町大字湯谷字青木 3 6 6 - 1	畑	1 9
2701-2025-0002	東伯郡三朝町大字湯谷字青木 3 6 6 - 2	墓地	4 4
2701-2025-0003	東伯郡三朝町大字湯谷字青木 3 7 1	墓地	6 8
2701-2025-0004	東伯郡三朝町大字湯谷字村通 1 1 5	雑種地	9 ・ 4 0
2701-2025-0005	東伯郡三朝町大字湯谷字青木 3 6 8	墓地	4 5
2701-2025-0006	東伯郡三朝町大字湯谷字青木 3 7 2	墓地	4 1
2701-2025-0007	東伯郡三朝町大字湯谷字村通 1 0 8	畑	5 1
2701-2025-0008	東伯郡三朝町大字湯谷字村通 1 1 0	畑	1 1 9
2701-2025-0009	東伯郡三朝町大字余戸字村通 3 8 6	墓地	5 8
2701-2025-0010	東伯郡三朝町大字余戸字イシュウ谷 2 5 3	原野	1 3
2701-2025-0011	東伯郡三朝町大字余戸字カラシ山 1 8 6	原野	1 3
2701-2025-0012	東伯郡三朝町大字余戸字山崎 1 1 9	墓地	1 4
2701-2025-0013	東伯郡三朝町大字余戸字山崎 1 1 7	墓地	5 7
2701-2025-0014	東伯郡三朝町大字余戸字新宮 4 9 9 - 2	墓地	4 7
2701-2025-0015	東伯郡三朝町大字余戸字深田 6 5 - 1	原野	2 1